

(対**大臣**・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
4月11日(火)参・法務委 佐々木 さやか 議員(公明)

問 家事紛争の解決を含め、認証ADRの利用促進に向けた取組について、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 認証ADRが、裁判に並ぶ魅力的な紛争解決の選択肢として、今後も更に発展・拡充していくことが重要。
- ・ 法務省としても、認証ADR機関の特徴をまとめた「アピールポイント一覧」を公表するなど、利用促進に向けた取組を進めている。

〔前提〕

- ・ 夫婦間の離婚や子を巡る紛争などの家事紛争において、関係者の権利・利益の適切な実現を図るためには、認証ADR(注1)が、紛争当事者にとって、裁判に並ぶ魅力的な紛争解決の選択肢として、今後も更に発展・拡充していくことが重要と認識。

(注1) 認証ADR制度は、あっせん・調停などの和解の仲介を行う民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件を満たしているか否かを審査し、これに適合する場合に法務大臣が認証し、認証を受けたADRを利用した場合には、時効中断効などが付与されるというもの。

平成29年4月10日時点で、153のADR機関の業務が認証を得ている(このうち、活動中のADR機関が148)。

- ・ 現状でも、家事紛争を専門的に取り扱うADR機関が認証を得る(注2)など、認証ADRによる家事紛争の

解決に向けた取組がされているものと承知。

(注2) 例えば、公益社団法人家庭問題情報センター(通称:FPIC)がある。その他、弁護士会、司法書士会等が運営する認証ADRにおいても、その取扱業務として家事関係紛争を含むものも相当数ある。

### 〔結論〕

- ・ 法務省としても、認証ADRの魅力を高め、利用しやすくするための取組として、
    - 認証ADR機関の特徴をまとめた「アピールポイント一覧」を公表したり、
    - 法テラスや消費生活センターなど相談窓口である関係機関との連携を強化する
- 等(注3)の取組を進めているところ。

(注3) その他、ポスター・パンフレット、インターネットを利用した広報を行っているほか、認証ADR事業者に対して「かいつサポート通信」を継続的に発して事業者への情報周知等の取組を行っている。

- ・ 法務省としては、今後とも、認証ADRが国民にとって魅力ある紛争解決の選択肢として利用していただけるよう、引き続き、その利用促進に向けた取組に努めてまいります。

【責任者：大臣官房司法法制部審査監督課 金沢課長 内線■ 携帯■】